

私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(通則)

第1条 私立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の交付については、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）及び補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 学び直し支援金は、高等学校等を退学した者が私立高等学校等に再入学した場合に、高等学校等就学支援金の支給期間である36月（通信制課程の場合は48月）を超えて高等学校等就学支援金相当額を学び直し支援金として交付することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(対象者)

第3条 知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（国公立学校を除く。）の生徒等であって、次の各号の全てに該当すると認められた者（以下「支給対象者」という）に対して、法第6条の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額を学び直し支援金として予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等（修了年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- (5) 高等学校等を退学したことがある者
- (6) 学び直し支援金の支給を通算して24月を超過して受けていない者
- (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文科科学省令第13号。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

(代理受領等)

第4条 支給対象者が在学する高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）は、支給対象者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該支給対象者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(交付等)

第5条 学び直し支援金の交付等については、法第2章（法第3条第2項第2号及び第11条から第15条までを除く。）及び私立高等学校等就学支援金交付要綱第2条から第13条に規定する高等学校等就学支援金の交付等の例によるものとする。ただし、様式についてはこの要綱で別に定める。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成26年度分の学び直し支援金から適用する。

附則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。